

磐梯町マスコットキャラクター「ロボばんじい」デザイン使用取扱要綱

平成26年10月1日

訓令第49号

(趣旨)

第1条 この要綱は、磐梯町マスコットキャラクター「ロボばんじい」デザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「デザイン」とは町が定めた基本デザイン（別図）のことをいう。

(使用の申請)

第3条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、営利を目的とせず使用时きは、この限りでない。

- (1) 磐梯町の関係機関が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 町内行政区等の住民組織が、地域活動において使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 個人、家庭内及びその他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (6) その他町長が使用について適当と認めたとき。

(使用の承認)

第4条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 磐梯町の信用又は品位を害するものと認められるとき。

- (3) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人又は団体を町が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれのあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれのあるとき。
- (6) その他承認することが不相当と認められるとき。

2 町長は、前項の規定によりデザインの使用を承認したときは、申請者に対して使用承認決定通知書（様式第2号。以下「承認通知書」という。）により通知するものとする。

（使用料）

第5条 デザインの使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第6条 デザインの使用期間は、申込みをした年度の3月31日までとする。年度を越えて使用を希望する場合は、翌年度4月1日に改めて、申請をしなければならない。

（使用上の遵守事項）

第7条 デザインの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 第2条に規定するデザインの色及び形を改変することなく、定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用者は、この要綱に基づく使用の承認により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録、意匠登録等の出願及び著作物に関する自己の権利の新たな設定並びに登録を行わないこと。
- (6) 原則として、物品等には「磐梯町マスコットキャラクター「ロボばんじい」

の表記をデザインに合わせて適正に付すること。

(7) 物品について、町が製造又は販売する物品であると誤解されるおそれがないように必要な配慮を行うこと。

(8) デザインを使用した物品等について、そのサンプル等を町長へ提出すること。

(承認内容の変更)

第8条 使用者は、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更を承認するときは、承認通知書により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が使用を不相当と認めたとき。

2 町長は前項の規定による承認の取り消しは、使用承認取消書（様式第4号）をもって行うものとする。

3 前項の通知を受けた使用者は、直ちに使用を中止しなければならない。

4 町長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、デザインの取扱いについて必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第14号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月1日訓令第26号）

この訓令は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

様式第1号（第3条関係）

磐梯町マスコットキャラクター「ロボばんじい」デザイン使用承認申請書

年 月 日

磐 梯 町 長 様

（申請者）

住 所

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記により、磐梯町マスコットキャラクター「ロボばんじい」のデザインを使用したいので申請します。

また、承認後においては、磐梯町マスコットキャラクター「ロボばんじい」デザイン使用取扱要綱第4条第1項第1号から第6号に該当すると認められた場合は、直ちに使用を中止することを誓約します。

記

1 使用目的

2 使用方法

3 有償・無償の別 有 償（売価 円(税込み)） ・ 無 償

4 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 使用数量

6 連 絡 先 担当者氏名： 電話番号 — —

7 添付書類（企画書：レイアウト案、スケッチ、原稿等）

様式第2号（第4条、第8条関係）

磐梯町マスコットキャラクター「ロボばんじい」デザイン
使用（変更）承認決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

磐梯町長



年 月 日付けで提出のありました磐梯町マスコットキャラクター「ロボばんじい」デザイン使用（変更）承認申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 承認・不承認の決定

2 承認の条件（又は不承認の理由）

（備考）

なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。更に、この決定の取り消しを求める訴え（取消訴訟）は、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に磐梯町を被告として（訴訟において町を代表するものは磐梯町長となります。）、当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

様式第3号（第8条関係）

磐梯町マスコットキャラクター「ロボばんじい」
デザイン使用変更承認申請書

年 月 日

磐 梯 町 長 様

（申請者）

住 所

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更
したいので申請します。

また、承認後においては、磐梯町マスコットキャラクター「ロボばんじい」デザイン
使用取扱要綱第4条第1項第1号から第6号に該当すると認められた場合は、直ちに使用
を中止することを誓約します。

記

（変更内容）

様式第4号（第9条関係）

磐梯町マスコットキャラクター「ロボばんじい」デザイン使用承認取消書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

磐梯町長 

年 月 日付けで提出のありました磐梯町マスコットキャラクター「ロボばんじい」デザイン使用については、下記の理由によりその承認を取り消します。

記

（取消理由）

（備考）

なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。更に、この決定の取り消しを求める訴え（取消訴訟）は、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に磐梯町を被告として（訴訟において町を代表するものは磐梯町長となります。）、当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。